

太子町の健全化判断比率及び資金不足比率の推移

(単位：％)													
比 率 名	決 算 年 度 (算 定 年 度)	平成24年度 (平成25年度)	平成25年度 (平成26年度)	平成26年度 (平成27年度)	平成27年度 (平成28年度)	平成28年度 (平成29年度)	平成29年度 (平成30年度)	平成30年度 (平成31年度)	平成31年度 (令和 2 年度)	令和 2 年度 (令和 3 年度)	令和 3 年度 (令和 4 年度)	令和 4 年度 (令和 5 年度)	令和 5 年度 (令和 6 年度)
健全化判断比率	実 質 赤 字 比 率	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	(早期健全化基準)	(15.00)	(15.00)	(15.00)	(15.00)	(15.00)	(15.00)	(15.00)	(15.00)	(15.00)	(15.00)	(15.00)	(15.00)
	【 財 政 再 生 基 準 】	【20.00】	【20.00】	【20.00】	【20.00】	【20.00】	【20.00】	【20.00】	【20.00】	【20.00】	【20.00】	【20.00】	【20.00】
	連 結 実 質 赤 字 比 率	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	(早期健全化基準)	(20.00)	(20.00)	(20.00)	(20.00)	(20.00)	(20.00)	(20.00)	(20.00)	(20.00)	(20.00)	(20.00)	(20.00)
	【 財 政 再 生 基 準 】	【30.00】	【30.00】	【30.00】	【30.00】	【30.00】	【30.00】	【30.00】	【30.00】	【30.00】	【30.00】	【30.00】	【30.00】
	実 質 公 債 費 比 率	11.5	10.0	8.7	8.2	7.3	7.4	7.0	7.1	6.2	5.5	4.5	4.2
	(早期健全化基準)	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)
	【 財 政 再 生 基 準 】	【35.0】	【35.0】	【35.0】	【35.0】	【35.0】	【35.0】	【35.0】	【35.0】	【35.0】	【35.0】	【35.0】	【35.0】
	将 来 負 担 比 率	6.4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	(早期健全化基準)	(350.0)	(350.0)	(350.0)	(350.0)	(350.0)	(350.0)	(350.0)	(350.0)	(350.0)	(350.0)	(350.0)	(350.0)
資金不足比率	水 道 事 業	－	－	－	－	－							
	(経営健全化基準)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)							
	下 水 道 事 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	(経営健全化基準)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合、及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」と表示しています。

※資金不足比率については、資金不足額がない場合、「－」と表示しています。

※将来負担比率及び資金不足比率に財政再生基準はありません。